

## 台風等災害に対する非常措置についてのガイドライン

◎対象となる警報は「長崎県全域」や「長崎県南部地方」に発令された  
・大雨特別警報 ・暴風警報 ・暴風雨警報 ・大雨警報 ・洪水警報

### 台風接近の場合

#### 1. 前日に臨時休校決定の場合

台風接近により、あらかじめ次の日の午前中に、長崎県南部に上記の警報が発令されるか、または授業を行うことが困難と判断される場合は、臨時休校とし、前日にプリントでお知らせいたします。（前日が休日等の場合は、南長崎小安心安全メールでお知らせします。）

#### 2. 前日に未決定の場合

- (1) 午前7時の時点で、長崎県南部に上記の警報が発令されている場合は臨時休校とします。その後、警報が解除された場合でも、学校はお休みですので、登校させないでください。
- (2) 午前7時までに、上記のすべての警報が解除された場合は、通常登校とします。

ただし、警報が解除されても、保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。その時は学校へ連絡をお願いします。

### 大雨等の場合（台風が接近していない場合でも長崎市に上記の警報が発令されている状況）

#### 1. 午前7時の時点で、避難指示は発令されていないが、上記の警報が発令されている場合

- ・安全な場合 → 登校させてください。
- ・危険な状況の場合 → 自宅待機とし、学校へお知らせください。  
この場合、遅刻にはなりません。安全が確認できたら登校させてください。

#### 2. 午前7時の時点で、校区に避難指示が発令されている場合

- ・自宅待機とし、その後、解除されたら、順次登校させてください。

### 児童登校後、警報が発令された場合

#### 1. 早めに下校させる。

- ・地区ごとの集団下校をします。下校先を決めてお子様に知らせておいてください。

#### 2. 学校に待機

- ・安全が確認できた時点で集団下校
- ・安全が確認できない場合は、保護者の方に迎えに来ていただきます。

※ 1, 2については、安心安全メールでお知らせします。

あらかじめ臨時休校がわかっている場合は、学童保育等への連絡は、保護者の方からお願いします。ただし、緊急の場合は、学校から可能な限り学童保育へ連絡をとります。